

議第 1 4 9 号

呉市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について  
呉市立小中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

呉市立小中学校設置条例（昭和 3 9 年呉市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第 2（第 3 条関係）		別表第 2（第 3 条関係）	
中学校の名称	位置	中学校の名称	位置
略		略	
呉市立郷原中 学校	呉市郷原町字大鷲 <u>1 7</u> 0 6 番地	呉市立郷原中 学校	呉市郷原町字大鷲 <u>1 1</u> 7 0 6 番地の 2
略		略	

付 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

広島法務局が重複する地番の解消作業を実施したことによる地番の変更に伴い，所要の規定の整理をするため，この条例案を提出する。